



平成 25 年 8 月 9 日

各 位

本店所在地 東京都千代田区九段北 4 - 2 - 6
会社名 レカム 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博
(コード番号：3323 東証ジャスダック)
問合せ先 取締役常務執行役員経営管理本部長
川畑 大輔
(TEL：03-5357-1411)
(URL：http://www.recomm.co.jp)

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）
に関するご説明（Q&A）

平成 25 年 8 月 9 日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（URL：<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>）においてお知らせいたしましたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本ライツ・オファリング」といいます。）について、Q&A等に関する説明資料を作成いたしましたので、お知らせいたします。

本ライツ・オファリングの株主確定日（割当基準日）である平成 25 年 8 月 20 日付の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様及び一般の投資家の皆様におかれましては、上記「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」も併せてご参照いただき、本ライツ・オファリングの内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

ライツ・オファリング
(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)
に関するご説明(Q&A)

平成 25 年8月9日

目次

1. ライツ・オフリングの基本的な仕組みについて.....	1
2. 本新株予約権の割当てについて.....	5
3. 本新株予約権の行使について.....	7
4. 本新株予約権の取引について.....	9
5. 本新株予約権の税金について.....	11
6. 大量保有報告書の提出について.....	12
7. スケジュールについて.....	15
8. 本件の問合せについて.....	18

1. ライツ・オフリングの基本的な仕組みについて

1-1 ライツ・オフリングとは何か

ライツ・オフリングとは、新株予約権を全ての株主を対象に無償で割り当て、当該新株予約権を行使していただくことにより、会社が資金調達をする手法の一つであります。

本件では、当社普通株式1株に対して1個の本新株予約権が割り当てられ、行使期間内に行使価額が払い込まれた場合に、当社普通株式1株が交付されます。

なお、本新株予約権の特徴としては、本新株予約権は東京証券取引所に上場される予定ですので、新株予約権の行使を希望されない株主様は、新株予約権の上場期間中、新株予約権を市場で売却することも可能です。

1-2 ライツ・オフリングの特徴

ライツ・オフリングは、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられる点が特徴であると理解しております。

また、(株式の)株主割当増資や従来の新株予約権の無償割当てと比較して、割り当てられた新株予約権が証券取引所において上場される点が特徴であると理解しております。

(株式の)株主割当増資では、株式を引き受ける権利の第三者への譲渡が基本的に認められず、また、従来の新株予約権の無償割当てでは、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的には限られるため、新株予約権が割り当てられた株主はそれを行使するか失権させるかの二択を迫られることとなると理解しております。

この点、ライツ・オフリングでは、新株予約権は証券取引所において上場され、市場取引による売却の選択肢が新株予約権者に与えられているため、新株予約権の行使を望まない場合は、新株予約権を市場取引により売却しその対価を得ることが可能です。

1-3 ノンコミットメント型とはどういうことか

ノンコミットメント型とは、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権(消滅)するものであり、本件は、ノンコミットメント型のライツ・オフリングに該当します。

(これに対して、証券会社が、一定期間内に行使されなかった新株予約権を全て取得して当該証券会社又は第三者が当該新株予約権を行使することを予め約束する設計のライツ・オフリングをコミットメント型といいます。)

1-4 新株予約権とは何か

新株予約権とは、その権利を保有する者(新株予約権者)が、行使期間において行使し

行使価額(新株予約権の行使に際して払込みを要する当社普通株式1株当たりの金額をいいます。)を払い込むことにより、発行会社から、その新株式の発行、又は自己株式の交付を受けることができる権利をいいます。

本新株予約権の行使価額及び行使期間等の詳細な内容につきましては、当社の平成25年8月9日付「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権無償割当て)に関するお知らせ」本文をご参照ください。

1-5 本新株予約権の上場について教えてほしい

本新株予約権の株主確定日である平成25年8月20日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償で割り当てられます。また、当該株主確定日の翌営業日である平成25年8月21日(水)から本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成25年10月11日(金)を予定しております。同市場における最終売買日は、上場廃止日の前営業日となりますが、売買の取次ぎについて詳しいことは、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

1-6 本新株予約権の割当て後はどうすればよいのか

本新株予約権が割り当てられた場合、新株予約権者の選択肢としては、以下の3つが考えられます。

- ① 本新株予約権を行使して当社普通株式を取得する
- ② 本新株予約権を売却して売却代金を得る
- ③ ①及び②のいずれも行わない

なお、行使期間内にいずれの手続も行わない③の場合、本新株予約権が消滅(失権)し、希釈化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がございますので、ご注意ください。

- ① 本新株予約権を行使する場合、行使価額(1個=1株当たり1,200円)を(お取引先証券会社が手数料等を徴収する場合は、当該手数料等と合わせて)払い込むことにより、当社普通株式を取得することとなります(詳細は「3. 本新株予約権の行使について」をご参照ください。)
- ② 本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株式を取得することはできません(詳細は「4. 本新株予約権の取引について」をご参照ください。)

なお、上記はあくまで本新株予約権が割り当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権の行使、売却又は失権(消滅)の是非につきましては、新株予約権者の皆様のご自身の投資判断によります。

当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスもすることはできませんの

で、株主の皆様におかれましては、当社が平成 25 年8月9日付で公表した「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」、及び EDINET(URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)にて縦覧されている当社の平成 25 年8月9日付有価証券届出書等をご参照のうえ、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)

1-7 本新株予約権の行使価額の設定理由について説明してほしい

本新株予約権の1個当たりの割当株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様の本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)を勘案して決定いたしました。

その結果、割当株数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり、1,200 円に設定いたしました。

本新株予約権の行使価額である 1,200 円は、本新株予約権の発行決議日前日である平成 25 年8月8日の東京証券取引所における当社普通株式の株価終値である 2,397 円に対して 50.06%、直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値 2,578 円に対して 46.55%、直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値 2,571 円に対して 46.67%、直近6ヶ月間の株価終値の単純平均値 2,227 円に対して 53.88%にあたります。

上記のとおり、行使価額を市場における株価と比較した場合、本新株予約権の行使価額は相当程度ディスカウントされたものとなっております。

本件は当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていることなどを総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

1-8 本新株予約権の割当てに伴う当社普通株式の権利落ちについて

本件の新株予約権の無償割当てに伴い、平成 25 年8月 16 日(金)より当社普通株式の市場価格に、いわゆる権利落ちが反映される見込みです。ご参考までに、東京証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は(権利付最終値+新株予約権の行使に際して払い込む金額)÷(1+株式1株に対して割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数)で計算することとされております。したがって、仮に平成 25 年8月 15 日(木)(権利付最終日)の当社普通株式の終値が 2,600 円だった場合には、基準値段は $(2,600+1,200) \div (1+1) = 1,900$ 円となります。なお、上記権利落ち日の基準値段は、新株予約権が全て権利行使されて発行される株数を前提として計算した理論値であり、実際の市場価格が上記基準値段と同一になるこ

とを保証するものではありません。予めご了承ください。

1-9 大株主は本新株予約権を行使するのか

大株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向が確認でき次第、別途公表させていただく予定です。

1-10 株式価値の希釈化について

本新株予約権は、株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、当該株主様が保有する持分の希釈化は基本的に生じないものと考えております。

また、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより、持分の希釈化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を補う機会が得られるようになっております。なお、本新株予約権の売却金額は本新株予約権の市場価格等に左右されますのでご注意ください。

1-11 外国居住株主についての新株予約権の割当て、行使及び売買に関する制約について

外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下(※)にございます例外的措置を除き、制限させていただくこととなります。外国居住の株主様に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、(i)外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要があり得る外国の当局に対する登録等の手続きに係る費用及び時間が極めて大きな負担となること、(ii)一般的によく知られている米国証券法以外にも、可能性としては、米国証券法と同等かそれ以上に厳格な規制を採る海外の法制が存在していることはあり得ることであり、仮にそのような海外規制が存在する場合、当該規制の適用を回避する必要があることは、米国証券法の場合と何ら変わりなく、しかも、そもそもそうした海外規制が存在しているかどうかということは詳細な法的調査をしなければ確たることは分からないため、そうした海外規制の適用を確実に避けるためには、本件で適用があり得る海外の証券法制を網羅的に確認し、問題となるのが米国の証券規制だけであるという裏付けを取ることが必要になりますが、このようなことは現実的には非常に困難であり、円滑な資金調達に支障を来す結果となること、(iii)本件においては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること等を勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

一方、本新株予約権の証券取引所での売却につきましては制限を設けておらず、希釈

化により生じる不利益の全部又は一部を本新株予約権の売却益によって補う機会は設けております。本新株予約権の売却については「4. 本新株予約権の取引について」をご参照ください。

但し、上記の通りの当社の意向にかかわらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日(各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。)から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様(実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者)が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かにかかわらず本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。

本件について例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先(電話番号:03-5357-1429)までお電話で相談ください。

1-12 信用取引の処理について

信用取引に係る各種取扱いの詳細については、お取引先証券会社等へお問い合わせください。

2. 本新株予約権の割当てについて

2-1 保有株式に対して何個の本新株予約権が割り当てられるのか

新株予約権の株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割り当てられることとなります。

2-2 本新株予約権の無償割当てを受けるにはどうしたらよいか

新株予約権の株主確定日は平成25年8月20日(火)です。同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく、本新株予約権の無償割当てを受けることができます。本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株

式の最終売買日は、平成 25 年 8 月 15 日(木)となります。

なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありません(なお、本新株予約権を行使する場合には行使価額を(お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて)お支払いいただく必要があります。)

2-3 新株予約権証券は発行されるのか、また、本新株予約権の割当ての有無はどのように確認が可能か

本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常、新株予約権の株主確定日である平成 25 年 8 月 20 日(火)の翌営業日である平成 25 年 8 月 21 日(水)に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様証券口座に新株予約権の残高が記録されるものと理解しております。詳しくは、必ずご自身でお取引先証券会社等にお問い合わせください。

2-4 株式を特別口座において保有している株主には、本新株予約権は割り当てられるのか

特別口座(みずほ信託銀行株式会社)に記録された株式に対しても本新株予約権が割り当てられ、株式と同様に特別口座に記録されます。

なお、本新株予約権は、特別口座に記録されたままでは、行使も売却もできません。本新株予約権を行使又は売却される場合は、あらかじめ、本新株予約権者がお取引先証券会社の口座へ本新株予約権を振り替える必要がありますので、お早めにお取引先証券会社等において手続を行ってくださいますようお願いいたします。

2-5 本新株予約権の無償割当て後はどのような書類が、いつどこに送付されてくるのか

本新株予約権の株主確定日の約 2 週間後に、株主確定日(平成 25 年 8 月 20 日(火))の最終の株主名簿に記載または記録された住所等に、本新株予約権に係る株主割当通知書が送付されます。

但し、本新株予約権の売買につきましては、本新株予約権の上場日(予定)である平成 25 年 8 月 21 日(水)からお取引が可能です。本新株予約権の売買のお取引を希望される株主の方は、ご自身でお取引先証券会社へお問合せください。

2-6 自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか

会社法第 278 条第 2 項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。

3. 本新株予約権の行使について

3-1 本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか

本新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数は1株となっております。したがって、本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されている証券会社を通じて当社に行使価額(1株当たり1,200円)を(お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて)払い込むことにより、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。

3-2 1個の本新株予約権の一部(例えば0.5個)を行使することはできるのか、また保有する複数の本新株予約権(例えば100個)のうち、その一部(例えば50個)を行使することはできるのか

本新株予約権の発行要項第5項(6)において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、1個の本新株予約権の一部(例えば0.5個の本新株予約権)のみを行使することはできません。

また、ここでいう「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部(例えば0.5個の本新株予約権)のみを行使することができない旨を定めるものであり、複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することを禁止する趣旨ではありません。例えば100個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち50個のみを行使し、残りの50個は市場で売却することができます。

3-3 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続きをすればよいのか

本新株予約権を行使する場合は、本新株予約権者の皆様の新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対し、所定の行使請求書に必要事項を記入、捺印のうえ、ご提出頂くとともに、行使価額(1株当たり1,200円)を(お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて)払い込む必要があります。

ただし、証券会社によって手続きが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

なお、発行要項記載の行使請求受付場所(みずほ信託銀行株式会社 証券代行部)では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

3-4 本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか

本新株予約権の行使可能期間は、平成25年9月19日(木)から平成25年10月18日(金)までとなります。

振替機関が公表している振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理

日程によれば、本新株予約権の行使手続の完了には、原則として、平成 25 年 10 月 17 日(木)の営業時間までに、振替新株予約権行使請求取次依頼書が証券会社に到着し、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されます。

なお、お取引先証券会社によって行使請求の受付期間がこれとは異なる場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手続につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

3-5 9月末の当社決算期末の株主の権利を得るためには、いつまでに本新株予約権の権利行使をすればよいのか

本新株予約権の行使期間中の平成 25 年9月 26 日(木)から平成 25 年9月 30 日(月)までの間は、決算期末による振替機関の本新株予約権行使取次停止期間となっております。しかし、証券会社等における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローにつきましては、上記「3-4 本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか」と同様の取次ぎが行われることが想定されておりますので、原則として、平成 25 年9月 24 日(火)の営業時間までに上述の手続きの完了を確認することが要されます。

なお、お取引先証券会社によって行使請求の受付期間がこれとは異なる場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手続につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

3-6 本新株予約権の行使請求書はどこで入手できるのか

振替新株予約権行使請求取次依頼書については以下の方法にて入手が可能です。但し、証券会社によって行使請求書が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。

- ① 株主確定日である平成 25 年8月 20 日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様には、平成 25 年9月4日(水)頃に、各株主の皆様が証券会社に登録しております住所等に郵送にてお送りいたします。
- ② 当社のホームページからのダウンロードによる入手が可能です(〔8月下旬〕に掲載の予定です。)
(URL:<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>)
- ③ お取引先証券会社にお問合わせの上、入手頂くことも可能です。

なお、外国居住株主の皆様については、一定の場合に本新株予約権の行使が制限されますので、行使手続に際しては所定の行使請求書の様式をご利用いただくこととなります。外国居住株主の皆様においては、上記「1-11 外国居住株主についての新株予約権の割当て、行使及び売買に関する制約について」をご参照ください。

3-7 株式が手に入るのはいつからか

原則として、取扱いの証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理(証券会社によっては、行使請求の受付について、書類(振替新株予約権行使請求取次依頼書)のほか、電子的方法(パソコン等)、又はコールセンターにて受付している場合がございますので各株主様自身にてご確認ください)及び行使価額の払込みの完了が確認出来た日(行使期間末日)から4営業日目に、当社普通株式について、各本新株予約権者の皆様の証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となります。但し、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問合せください。

3-8 本新株予約権の行使により生じる費用について教えてほしい

本新株予約権の行使に関して発生する費用はお取引先証券会社によって異なる場合がございますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問合せください。

4. 本新株予約権の取引について

4-1 本新株予約権の売買を市場で行う場合、どのような手続きをすればよいのか

当社としては、本新株予約権の市場での売買については、証券会社を通じて売買することが可能であると理解しております。ただし、本新株予約権の売買の手続きや売買請求の受付最終日等、詳しいことにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

なお、本新株予約権の買付けの取次ぎを行う証券会社につきましては、当社ホームページにて(URL:<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>)公表する予定でございますので併せてご参照ください。

4-2 本新株予約権の市場における売買単位はどうなるのか

本新株予約権の売買単位は1個です。

4-3 本新株予約権を市場で売却した場合、いくら手に入るのか

本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額になります。

4-4 本新株予約権を市場で売買した場合、代金はいつ手に入るのか

約定日の3営業日後に各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における口座に入金されます。但し、本新株予約権の売却につきましては、証券会社によって取扱いが

異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

4-5 本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えてほしい

本新株予約権の市場での売買に際しては、お取引先証券会社に支払う売買手数料が発生します(具体的な手数料の金額については、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。)

4-6 本新株予約権を市場で取引した場合、行使までの手続きはどうなるのか

市場で取得した本新株予約権は約定日から3営業日後に受け渡しとなります。かかる本新株予約権の行使に関する手続きは、当初割り当てられた本新株予約権の行使と同様ですので、上記「3-3 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続きをすればよいのか」をご参照ください。但し、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がございますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。

4-6 本新株予約権の売買可能期間はいつからいつまでか

本新株予約権につきましては、株主確定日の翌営業日である平成 25 年 8 月 21 日(水)から東京証券取引所へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成 25 年 10 月 11 日(金)、同市場における売買最終日は上場廃止日の前営業日となる平成 25 年 10 月 10 日(木)を予定しておりますが、具体的には追って東京証券取引所より発表されます。但し、証券会社によっては受付期間及び手続き方法等が異なる場合がございますので、必ずご自身で、お取引先証券会社までお問合せ頂くことを推奨いたします。なお、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされた場合には、当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。

4-7 外国居住者が本新株予約権の売買を行うに際して制限はあるのか

本新株予約権は、市場等を通じて売買することが可能ですが、外国居住の株主様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございます。外国居住の株主様によるお取引或いは国内居住の株主様が外国居住の株主様へ相対取引にて売却する場合においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。

また、外国居住の株主様によるお取引については「1-11 外国居住株主についての新株予約権の割当て、行使及び売買に関する制約について」を併せてご確認ください。

4-8 本新株予約権の買付けに公開買付規制の適用はあるのか

本新株予約権につきましては、市場を通さずに本新株予約権者から、相対取引にて買付けいただくことも可能です。但し、当該方法により買付けを行う場合につきましては、買付けの期間、買付けの相手先の人数、買付ける本新株予約権の個数によっては、金融商品取引法第27条の2第1項各号の何れかに該当し、公開買付けの手続が必要となる可能性もございますので、ご注意ください。詳細につきましては、必ずご自身にて弁護士等にお問合わせください。

5. 本新株予約権の税金について

本項目では、本新株予約権の税務上の取扱い等のうち、個人に関するものについての当社の考えをお示しいたします。

但し、個人及び法人とも、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、税理士等の専門家及びお取引先証券会社等にご確認くださいようお願いいたします。

また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等にお問合わせください。

5-1 本新株予約権は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか

各株主様が保有している当社普通株式が記録されている証券口座が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの証券口座に記録されることとなると理解しております。但し、お取引先証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ず各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で、各お取引先証券会社へお問合わせください。

5-2 本新株予約権を譲渡した場合の税金はどうなるのか

無償割当てにより取得した本新株予約権の取得価額は、原則として0円となり、他方、市場での売買により取得した本新株予約権の取得価額は取得に要した費用(売買手数料等を含みます。)となります。本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用(消費税等を含みます。)を差し引いた金額が譲渡益として課税対象となります。

※ 平成25年中の譲渡益に対する税率は税法の特例(平成23年税制改正)により10%(所得税7%、住民税3%)になり、また、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が別途課税されることにより、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)になると理解しております。

なお、各株主様でお取引の際には、必ずご自身にて、弁護士又は税理士等にお問合わせ

してください。

5-3 一般口座で管理される本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、確定申告が必要となるのか

当社は、確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。

5-4 本新株予約権の行使により新たに取得した当社普通株式の取得価額はいくらになるのか

本新株予約権の取得方法に応じ次のとおりになります。

- ① 無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合
「権利行使による1株当たりの払込金額」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。
- ② 市場の売買により取得した本新株予約権の行使による場合
「権利行使による1株当たりの払込金額」+（「本新株予約権の行使直前の取得価額（取得に要した売買手数料等を含みます。）」÷「権利行使により取得した株式数」）により算出した1株当たりの取得価額に対し「権利行使により取得した株式数」を乗じた額になります。

なお、株主の皆様が本新株予約権無償割当ての前から保有する当社普通株式について、新株予約権無償割当てに係る権利落ちが株価に反映されますが、当該当社普通株式の課税上の取得価額には反映されません。

6. 大量保有報告書の提出義務について

6-1 割当時の大量保有報告書の提出義務について教えてください

現行の法制度に基づきますと、各株主様（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を含みます。）の株券等保有割合が、（i）5%を超える場合には大量保有報告書の提出義務が、また、（ii）大量保有報告書の提出者の株券等保有割合が1%以上増減した場合には変更報告書の提出義務が発生すると理解しております。大量保有報告書及び変更報告書は原則として、その提出義務が発生した日から5営業日以内に提出することを要するため、この場合、平成25年8月27日（火）までに当該報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

なお、本新株予約権の割当てに伴う株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます。

$$\text{株券等保有割合} = A/B$$

$$A = \text{保有株式数(保有者+共同保有者)} + \text{潜在株式数(保有者+共同保有者)}$$

B＝発行済株式総数+潜在株式数(保有者+共同保有者)

※「発行済株式総数」とは、原則として保有者及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点における当社の発行済株式総数をいいます。これを把握できない場合には、当社が公表した直近の発行済株式総数又は当社の直前期の有価証券報告書若しくは直近の四半期報告書に記載された発行済株式総数を用いてください。なお、平成 25 年8月9日時点の発行済株式総数は 223,327 株であります。

「潜在株式数」とは、保有者及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。なお、潜在株式数には、本件によって株主様に割り当てられた新株予約権を株主様が全て行使した場合に取得する株式数が含まれることにご留意ください。例えば、本件によって新株予約権を 100 個割り当てられた場合は、100 株が含まれることとなります。

なお、上記は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採らなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、株主様の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。

6-2 行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

本新株予約権の行使期間中、保有者及び共同保有者以外の者による本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が変動し、結果的に保有者及び共同保有者における株券等保有割合が1%以上増減することが想定されますが、現行の制度に基づきますと、金融商品取引法第 27 条の 23 第4項に定義される保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない限り、変更報告書の提出は不要である(当社の発行済株式総数が変動することのみによって変更報告書の提出義務が生じることはない。)と理解しております。

6-3 行使時における大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

現行の制度に基づきますと、上記「6-1 割当時の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい」に記載の通り、新株予約権の割当てを受けた段階において、保有株式数に潜在株式数を加えて株券等保有割合を計算しますので、本新株予約権が行使されても株券等保有割合に増減はありませんが、かかる行使により保有する株券等の内訳に変更が生じるため、当該変更に係る株券等の数が株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第9条の2第1項に定義される発行済株式総数等の1%以上である場合には、変更報告書の提出義務が生じるものと理解しております。

6-4 売買時における大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

現行の制度に基づきますと、本新株予約権の買付け又は売付けを行った場合におきましては、株券等保有割合が5%を超えるときには、大量保有報告書の提出義務が、ま

た、株券等保有割合が1%以上増減したときには、変更報告書の提出義務が発生する可能性があるとして理解しております。なお、上記「6-2.行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい」に記載の通り、保有者及び共同保有者以外の者による新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が変動し、結果的に保有者及び共同保有者における株券等保有割合が1%以上増減した場合であっても、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない限り、変更報告書の提出は不要であると理解しておりますが、当該1%以上の増減後に売買等を行った場合、直前の大量保有報告書又は変更報告書に記載された株券等保有割合を基準にして1%以上の増減の有無を判断する必要があることにご留意ください。

なお、本件に関する株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます。

$$\text{株券等保有割合} = A/B$$

$$A = \text{保有株式数(保有者+共同保有者)} + \text{潜在株式数(保有者+共同保有者)}$$

$$B = \text{発行済株式総数} + \text{潜在株式数(保有者+共同保有者)}$$

※「発行済株式総数」とは、原則として保有者及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点における当社の発行済株式総数をいいます。これを把握できない場合には、当社が公表した直近の発行済株式総数又は当社の直前期の有価証券報告書若しくは直近の四半期報告書に記載された発行済株式総数を用いてください。なお、平成25年8月9日時点の発行済株式総数は223,327株であります。

「潜在株式数」とは、保有者及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。

なお、上記は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、株主様の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。

6-5 行使期間終了時における大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

現行の制度に基づきますと、本新株予約権の行使期間終了日である平成25年10月18日(金)までに本新株予約権の全部又は一部を行使しなかった当社の株主様におかれましては、本新株予約権の消滅に伴い、株券等保有割合が1%以上減少した場合には、変更報告書の提出義務が発生する可能性がございます。この場合、平成25年10月25日(金)までに変更報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。行使期間終了により確定した当社の発行済株式総数を用いて計算した結果、株券等保有割合が1%以上減少した場合であっても、上記「6-2.行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい」に記載したのと同様に、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される保有株券等の総数の減少を伴わない限り、変更報告書の提出は必要ありません。

なお、本件に関する株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます。

$$\text{株券等保有割合} = A/B$$

A = 保有株式数(保有者+共同保有者)+潜在株式数(保有者+共同保有者)

B = 発行済株式総数+潜在株式数(保有者+共同保有者)

※ 「発行済株式総数」とは、保有者及び共同保有者が変更報告書の提出義務を負った時点における当社の発行済株式総数をいい、本件では、原則として本新株予約権が消滅する平成 25 年 10 月 19 日(土)における当社の発行済株式総数を用いることとなります。当社は、本新株予約権の行使結果及び本新株予約権の消滅時(平成 25 年 10 月 19 日(土)現在)の発行済株式総数を、平成 25 年 10 月 23 日(水)午後5時頃を目処に発表することを予定しており、この発表された発行済株式総数以外の数を用いて株券等保有割合の計算をされますと、実態よりも著しく高い株券等保有割合になることがありますので、ご注意ください。なお、現行の制度に従って当該公表の時点(平成 25 年 10 月 23 日(水)午後5時)で提出が完了している変更報告書について、当社から公表された本新株予約権の消滅時(平成 25 年 10 月 19 日(土)現在)の発行済株式総数を用いて株券等保有割合を計算し直した訂正報告書の提出が求められるものではないと理解しております。

「潜在株式数」とは、保有者及び共同保有者が変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。

なお、上記は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採らなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、株主様の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。

7. スケジュールについて

本件に係わるスケジュールは以下のとおりとなっております。

お手続き等の漏れ、遅れ等がありませんよう、ご注意下さい。

項目	日程	備考
本新株予約権の無償割当ての権利付最終買付け日	平成 25 年 8 月 15 日(木)	本新株予約権の無償割当てを受けられることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、株主確定日から起算して4営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。

<p>本新株予約権割当株主確定日</p>	<p>平成 25 年 8 月 20 日 (火)</p>	<p>株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。</p>
<p>本新株予約権の市場における売買可能(上場)予定期間</p>	<p>平成 25 年 8 月 21 日 (水) から 平成 25 年 10 月 10 日 (木) まで</p>	<p>後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、ご確認いただければと存じます。</p>
<p>新株予約権割当通知の送付予定日</p>	<p>平成 25 年 9 月 3 日 (火)</p>	<p>各株主の皆様様の住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知等が送付されます。なお、本新株予約権の割当て及び上場は、到達前に行われますのでご注意ください。</p>
<p>新株予約権権利行使受付期間</p>	<p>平成 25 年 9 月 19 日 (木) から 平成 25 年 10 月 18 日 (金) まで</p>	<p>本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者の皆様につきましては、原則として平成 25 年 10 月 17 日 (木) の営業時間内までに、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。また、証券会社等によっては行使請求の取次受付期間が異なる場合がありますので、お取引先証会社等へ直接お問い合わせください。</p>

<p>本新株予約権行使取次停止期間</p>	<p>平成 25 年 9 月 26 日(木)から 平成 25 年 9 月 30 日(月)まで</p>	<p>本新株予約権の行使を 9 月末までに希望する本新株予約権者の皆様につきましては、原則として平成 25 年 9 月 24 日(火)の営業時間までに、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。また、証券会社等によっては行使請求の取次受付期間が異なる場合がありますので、お取引先証会社等へ直接お問い合わせください。</p>
-----------------------	--	--

8. 本件の問合せについて

本件の全般に関するお問合せ先

レカム株式会社 経営企画室

03-5357-1429(土・日・祝日を除く平日 9:00~18:00)

本件のお手続きに関する専用のお問合せ先

藍澤証券株式会社 営業サポート部

03-6880-9110(土・日・祝日を除く平日 9:00~17:00)

(ご留意事項)

この文書は、当社の第 10 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権(消滅)に係る投資判断については、本件に係る平成 25 年 8 月 9 日(金)付で公表した「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」

(URL:<http://www.recomm.co.jp/ro/top.html>)並びに平成 25 年 8 月 9 日(金)提出の有価証券届出書(その後の訂正を含みます。)(URL:<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読されたうえで、株主様又は投資家様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。

以上